

ID: 853

担当部署: 健康福祉部 保健センター 保健係

処分の概要	賠償受給による給付の制限		
法令名 根拠条項	予防接種法 第18条第1項		
法令番号	昭和23年法律第68号		
【基準】 法第18条第1項の規定による。 (損害賠償との調整) 第18条 市町村長は、給付を受けるべき者が同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わないことができる。			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日